

いわき市訪日旅行商品造成支援金交付要綱を次のように制定する。

令和8年4月30日

いわき市訪日旅行商品造成支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、訪日外国人旅行者の誘客促進を図ることを目的に、いわき市が交付する「訪日旅行商品造成支援補助金」について、外国人を対象に国外で募集を行い、福島県いわき市に宿泊滞在する旅行を企画して販売する旅行者（以下「旅行会社」という。）に対し、この要綱の定めるところにより、旅行企画等に係る経費の一部を予算の範囲内で交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「訪日旅行商品」とは、日本での観光を目的とした外国人旅行者を送客するために企画及び販売される旅行商品（募集型企画旅行、受注型企画旅行）をいう。

(支援金交付額及び対象)

第3条 支援金交付額は、旅行会社が別表に定める旅行を行う場合に、当該旅行の企画等に要する経費のうち、同表に定める額を予算の範囲内で旅行会社に対して交付するものとする。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の対象としないものとする。

- (1) 本市滞在が著しく短いもの。
- (2) 観光が主たる目的ではないもの。
- (3) 既に交付決定を受けたツアーの催行実績が著しく低いもの。
- (4) 添乗員やツアーガイド等、旅行業務に携わる関係者の旅行のもの。
- (5) 国、県、地方公共団体の事業により実施する旅行商品のもの。
- (6) その他、一般社団法人いわき観光まちづくりビューロー（以下「ビューロー」という。）が不適當と認めるもの。

(支援金交付対象期間)

第4条 支援金交付対象期間は、次のとおりとする。ただし、予算がなくなり次第、受付を終了する。

対象ツアー	令和8年5月11日出発分から令和9年2月28日帰着分まで
申請受付期間	令和8年5月1日から令和9年2月18日まで

(申請書の提出)

第5条 支援金の交付申請をしようとする旅行会社は、次の各号に掲げるデータを旅行出発日の前日から起算して10日前までにビューローへ提出しなければならない。ただし、第6号から第7号までに掲げるデータは、初回申請及び情報変更時のみ提出すること。なお、申請できる旅行商品は、催行が決定している旅行商品に限る。

- (1) いわき市訪日旅行商品造成支援金交付申請書(第1号様式)
- (2) ツアー情報(第2号様式)
- (3) いわき市訪日旅行商品造成支援金申請者情報シート(第3号様式)
- (4) 旅程表
- (5) 募集内容が確認できる資料
 - ① 募集型企画旅行の場合
当該旅行に係る広報媒体の写し(旅行会社名と販売価格が表記されているものであること)
 - ② 受注型企画旅行の場合
顧客に提案した企画書(日程表のみは不可)又は顧客の組織内募集の広告・告知書類(旅行会社名と販売価格が表記されているものであること)
- (6) 申請する法人代表者及び申請担当者の名刺の写し
- (7) 振込口座の通帳の写し又はインターネットバンキングの口座情報(振込口座として認められる名義は原則、法人名又は法人代表者名とする。やむを得ない事由がある場合、第9条に定める委任状を提出し、ビューローに承認を得ること。)

(支援金の交付決定)

第6条 ビューローは、支援金の交付を決定したときは、その内容等を補助対象

者に通知するものとする。

(変更(中止)の承認の申請)

第7条 交付決定通知後、申請額の25%以上の増減額が生じる場合、旅行会社は速やかにビューローに通知しなければならない。なお、増減が認められる場合には、ビューローは予算の範囲内で支援金の交付を行うものとする。

2 事業の中止が生じる場合、旅行会社は、いわき市訪日旅行商品造成支援金中止承認申請書(第4号様式)を速やかにビューローに提出することとする。

(実績報告書及び交付請求)

第8条 旅行会社は、当該事業が完了したときは、次の各号に掲げるデータを、事業完了の日から14日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までにビューローへ提出しなければならない。

- (1) いわき市訪日旅行商品造成支援金実績報告書兼請求書(第5号様式)
- (2) ツアー情報(「宿泊地」と「訪問地」に変更があった場合、様式の「実績報告時」の欄に実績のとおり記載すること)
- (3) 最終旅程表(最終手配書)
- (4) 最終参加者リスト(ルーミングリスト可)
- (5) 宿泊実績として以下のいずれかの写し(ただし宿泊人数が明記されているものに限る)
 - ① 宿泊施設が発行した宿泊証明書(宿泊施設の印が押印されていること。)
 - ② 宿泊施設が発行した領収書(宿泊施設の正式なフォーマットで発行されたものであることが明らかであれば、押印の有無は問わない。)
 - ③ 領収内容の明細書(宿泊施設名入りの領収印が押印されたものであること。)

(申請者の委任)

第9条 本事業の支援金交付申請を代理人委任する承認を受けようとする場合は、下記を提出し、ビューローの承認を受けなければならない。なお、委任状は原本をビューローへ郵送すること。

- (1) 委任状(第6号様式)
- (2) 委任者の名刺等の写し

(3) 被委任者の名刺等の写し

(支援金の額の確定)

第10条 ビューローは実績報告の提出があったときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、交付対象者に通知するものとする。

(支援金の支払)

第11条 ビューローは、事業実績を精査した結果、支援金の交付要件を満たすと認められるときには、次のとおり支援金を支払うこととする。

【実績報告書提出日】令和8年5月1日から令和8年9月末日まで	【支払日】令和8年10月中
【実績報告書提出日】令和8年10月1日から令和9年2月末日まで	【支払日】令和9年3月中

2 前項にかかわらず、支援金交付額が1社あたりの上限額に達した場合は、確認された月の翌月中に支払うこととする。

3 ビューローからの支払いは円建てとし、送金手数料・外貨取扱手数料はビューローが負担する。

4 現地での支払銀行手数料は旅行会社の負担とする。

(支援金の返還)

第12条 ビューローは、支援金の交付を受けた団体が交付申請書又は実績報告書等に虚偽の記載をしたときは、支援金の交付決定を取り消し、既に交付した支援金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(会計帳簿等の整備等)

第13条 支援金の交付を受けた者は、支援金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から実施する。

別表（第3条関係）

対象者	訪日旅行取扱旅行会社	
条件	支援金の対象となる旅行商品	支援額
	<p>外国人を対象に募集を行い、福島県いわき市の観光地を訪問して宿泊滞在する旅行商品（募集型企画旅行、受注型企画旅行）について、次の条件をすべて満たすこと。</p> <p>(1) 旅行期間が当該年度の2月末日までであること。</p> <p>(2) 市内の宿泊施設に<u>1泊以上</u>すること。</p> <p>(3) 市内の観光地を<u>1箇所以上</u>コースに組み入れること。（宿泊滞在が1泊増えるごとに、訪問する観光地も1箇所増加）</p> <p>(4) <u>4名以上の送客</u>であること。</p>	<p><u>1名当たり2,000円</u>を支援する。（2泊以上の場合は、延べ人数に対して支援金交付。）</p>

※1社当たりの支援上限額は、200,000円とする。

※1ツアー当たりの支援上限額は、100,000円とする。